

(平成23年11月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山梨地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

## 山梨国民年金 事案 394

### 第1 委員会の結論

申立人の平成15年3月については、第3号被保険者でなかったものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月

平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料は未納である。同年3月19日を資格取得日とする第3号被保険者該当届は提出した記憶が無い。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料は未納であり、同年3月19日を資格取得日とする第3号被保険者該当届については提出した記憶が無いと主張している。

しかし、申立人の第3号被保険者該当届については、平成15年6月5日に社会保険事務所（当時）で入力処理をされていることが確認できる上、その処理に不自然なところは見当たらない。

また、当時、国民年金の第3号被保険者該当届と健康保険の被扶養者異動届は複写式になっており、同時期に申立人が妻の健康保険の被扶養者になっていることから、申立人が申立期間に係る第3号被保険者該当届と健康保険の被扶養者異動届を同時に提出したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の平成15年3月については、第3号被保険者でなかったものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 8 月まで  
国民年金に加入してから、年金にはずっと加入していたはずである。申立期間が抜けていることはあり得ないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫に対しては、昭和 49 年 2 月 20 日及び 53 年 7 月 14 日に、国民年金未納保険料の納付勧奨が行われていることが確認でき、53 年 7 月 14 日付け通知の時点で、申立人及びその夫は、共に 36 年 4 月から 42 年 3 月までの 72 か月間の国民年金保険料が未納、42 年 4 月から 53 年 4 月までの 132 か月間の国民年金保険料が免除となっていたことが確認できる。

また、現金納入者一覧表から、申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間並びにその夫の 36 年 4 月から 37 年 5 月までの期間、38 年 9 月から 42 年 3 月までの期間及び 44 年 12 月から 47 年 4 月までの期間の国民年金保険料は、54 年 12 月 28 日、附則第 4 条による特例納付又は追納されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の前後に、国民年金保険料の未納期間が散見される。

以上の納付状況を踏まえると、未加入期間となっている申立期間に係る国民年金保険料を申立期間当時に納付していたとは考え難く、また、申立期間は、法令上、附則第 4 条による特例納付ができない期間であり、前述した特例納付の記録が確認できる現金納入者一覧表にも不自然さは無く、遡って納付したことも考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで  
結婚のために会社を退職してからは、国民年金への切替えをしっかりと継続して保険料を納付してきた。第 3 号被保険者の制度が始まるまできちんと保険料を納付していたのに、未納期間があることは納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には、昭和 48 年 4 月 1 日付けで国民年金の強制被保険者から任意加入被保険者への種別変更が行われ、その後、57 年 4 月 1 日付けで被保険者資格を喪失し、61 年 4 月 1 日付けで第 3 号被保険者となった旨の記載があり、その内容は国民年金被保険者台帳の記載内容とも一致しており、当該台帳には「申出により喪失」の印が押されていることから、申立期間において、申立人は国民年金の被保険者資格を喪失していたことがうかがえる。

また、申立人から昭和 62 年 7 月に A 町（現在は、B 市）を經由して社会保険事務所（当時）に提出された「第 3 号被保険者該当届出書」は、任意加入被保険者からの種別変更ではなく、再取得として届出されていることから、第 3 号被保険者の届出が行われる直前の期間においては、申立人は資格喪失者として取り扱われていたことが確認できる。

また、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、④、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間③について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 20 日から 46 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 55 年 1 月 11 日まで  
③ 昭和 55 年 1 月 11 日から同年 1 月 12 日まで  
④ 昭和 57 年 2 月 1 日から平成 11 年 4 月 1 日まで  
⑤ 平成 11 年 7 月 15 日から 12 年 10 月 1 日まで  
⑥ 平成 12 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

申立期間①、②、④、⑤及び⑥の厚生年金保険の記録がおかしい。また、申立期間③のA社の退職日は昭和 55 年 1 月 11 日なので資格喪失日は同年 1 月 12 日が正しい。それぞれの記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、④、⑤及び⑥について、申立人は、厚生年金保険の記録に相違があると主張している。

しかし、申立期間①について、B社に申立人と同期で入社した従業員 15 人（申立人を含む。）の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の標準報酬月額について当該従業員と比較しても申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間②、④、⑤及び⑥のうちの平成 12 年 10 月 1 日から 15 年 10 月 1 日までの期間について、企業年金連合会から提出された資料から、当該期間の標準報酬月額を確認したところ、オンライン記録と一致している。

さらに、申立期間⑥について、C社から提出された給与明細書から、平成

12年10月から21年3月までの厚生年金保険料は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、本来であれば、申立人の標準報酬月額について、同僚調査を行うべきところであるが、申立人がその調査を望まないため、申立人の厚生年金保険の控除について確認することができない。

このほか、申立期間①、②、④、⑤及び⑥については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、④、⑤及び⑥について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、A社（現在は、D社が承継）の退職日が昭和55年1月11日であり、資格喪失日は同年1月12日と主張している。

しかし、D社では合併前の関係資料が保管されておらず、当時の状況について確認することはできない。

また、雇用保険及び厚生年金基金の記録から、昭和55年1月10日が退職日であることが確認できる。

このほか、申立期間③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間③について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 8 月 30 日まで  
② 昭和 19 年 8 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①は、学校卒業後、A所の過程を終了後B社のC部に入社し、D業務に携わっていたにもかかわらず、労働者年金保険の記録が無いことはおかしいので調査してほしい。

申立期間②は、E社に勤務していたが、事務系の労働者という扱いで昭和 19 年 10 月からの厚生年金保険の記録しか無いが、工場労働者であったことは間違いないので、申立期間を労働者年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「B社のC部に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は既に廃業しており、申立期間当時の関係資料は無く、申立期間に係る労働者年金保険の加入状況及び保険料控除の状況を確認することはできない上、空襲により管轄社会保険事務所（当時）にも健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）が保存されていないため同僚等の調査を行うことができず、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が氏名を記憶している同僚3人についても当該事業所における労働者年金保険の記録は確認できない。

さらに、申立期間は、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法（昭和 17 年 6 月施行）の適用の期間であり、労働者年金保険の加入対象は「筋肉労働者」であり、事務系の従業員は加入対象とはならないものと規定されてい



るところ、厚生年金保険被保険者台帳索引票で、申立人に厚生年金保険の被保険者番号が払い出されていることが確認でき、当該被保険者番号の旧台帳にはB社の事業所名が記載されていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえるものの、旧台帳には、労働者年金保険が適用されない事務系労働者であることを示す「○改」の印が押されていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「E社に勤務していたが、事務系の労働者という扱いで昭和19年10月からの厚生年金保険の記録しか無いが、工場労働者であった。」と主張している。

しかしながら、当該事業所の被保険者名簿で確認できる男性の同僚は、既に死亡又は連絡先不明により申立期間当時における申立人の業務内容を確認できない上、女性の同僚2人も申立人についての記憶は無く、申立人が労働者年金保険の対象者であったことを確認できない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、労働者年金保険の被保険者の対象とはならない事務系労働者であったことを示す「○改」の印が押されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 4 日から同年 5 月 31 日まで  
② 昭和 46 年 7 月 21 日から 47 年 12 月 21 日まで

私は、A社に昭和 43 年 6 月 28 日に採用され、48 年 1 月 20 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、途中、2回にわたり厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。申立期間①及び②について、被保険者期間を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 6 月 28 日にA社に入社してから、申立期間を含め、48 年 1 月 20 日まで継続して同社に勤務していた。」と主張している。

しかし、A社は、平成 12 年 12 月以前の帳簿書類は廃棄済みのため、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することはできない。

一方、A社の役員は、申立期間①及び②について、「就職と退職を繰り返すが当時例に無く、申立人の中途退職については記憶している。」と回答している上、申立人が在職していたと主張する申立期間①において、同社に在職していた複数の同僚に照会したところ、昭和 41 年に同社に入社した同僚は、「申立人は、途中、退職したと思う。」と申述し、44 年 4 月に同社に入社した同僚は、「申立人の入社は、自分の入社より遅かったと思う。」と申述している。

また、申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 43 年 6 月 28 日にA社で被保険者資格を取得しているものの、44 年 2 月 4 日には同社を離職していることが確認できる。

さらに、申立期間②については、申立期間中である昭和 47 年 2 月 22 日に、B町（現在は、C市）において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れている上、同年4月から国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

加えて、申立期間①及び②について、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和43年6月28日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年2月4日に資格喪失し、同年5月31日には、異なる健康保険の整理番号で再度被保険者資格を取得した後、46年7月21日に資格喪失し、47年12月21日に異なる健康保険の整理番号で再々度被保険者資格を取得し、48年1月21日に資格喪失している上、いずれの資格喪失の際も健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。